

前半の叙述を要求するものこそ、記紀的な肇國神話を完成させたこの時期の宮廷と、そこに奉仕する宮廷詞人人麿とが共有した、一つの様式への意志ないし想像性であったことになろう。

## 「高市皇子挽歌」を通して

制度論から 丸山 隆司

高市皇子挽歌において最も注目すべき表現は、第43句以下の「軍容」と「戦鬪」の描写であろう。この部分が、高市皇子が天武軍の統率者として壬申の乱において活躍した、その「讚業」の表現となつてることは問題ないだろう。だが、この「讚業」は、高市という個体を「皇子隨任賜者」という表現にみられるように天武の臣下という水準でとらえることによって、はじめて可能であった。このことは、多くの金石文（墓碑銘等）において、「讚業」する個体の生を、その歴代天皇との関係において区分し、表現することと対応する。いいかえれば、国家という共同性の水準に触れる地平でのみ個体は意識され、とらえかえされた。したがって、「讚業」はそれ自体「制度」の枠においてなされる。だが、この「讚業」の表現は具体的にどのような構造となっているのか。第一に注目されるのは、「齊流鼓音者……吹響流小角乃音母……指挙有幡之靡……取持流弓波受乃驟……引放箭之繁計久……」といった。鼓・小角・幡・弓・箭などの列举である。これはなにを表現しようとするのか。たとえば、軍防令<sup>39</sup>に「凡車団、各置鼓二面、大角二口、小角四口……」

…」という規定を想起させないだろうか。さらに、同44には、「凡私家 不得有鼓鉦・弩・牟・稍・具裝大角・少角・及軍幡、唯樂鼓不在禁限」という規定がみられる。この条は天武14年11月の詔「詔四方国曰、大角小角鼓吹幡旗 及弩拋之類、不應存私家 咸收于國家」に溯源する。すなわち、これらの条文・詔は国家の軍隊のあるべき姿を具体的に表現する。いいかえれば、これらの具体的な装備についての規定は、当為としての軍を表現している、とみなすことができる。このような条文・詔が表現する当為としての軍を想起させるところに、先の表現はありえているのではないだろうか。つまり、それは高市皇子の率いる軍が、この当為としての軍—正規軍であることを表現している。「律令」の個々の条文は、このように様な事象についての当為としての観念を表現する。そして、それらの観念を貫徹するのは国家の論理である。逆にいえば、国家の論理は、この「律令」の個々の条文によって具体的に、可視的に表現されているとみなすことができるだろう。このように「律令」をとらえるとき、うたの内部に「律令」が、すなわち「制度」が立ち現われる。もう一点、「軍容」の描写はこのような展開をとりつつ、たとえば「指挙有幡之靡者、冬木成春去來者、野每著而有火之、風之共靡如久」にみられるような直喻表現をとる。この直喻となつている「冬木成……風之共靡」の類句は、たとえば、

冬隠 春乃大野乎 燃人者 燃不足香文 吾情熾（巻七<sup>1336</sup>寄草）

と、いわゆる序詞であり、うたは典型的な心物対応構造をとる。だが、右の表現は物と物を直喻として対応させている。この構造を支える論理とはなんであろう。考えうるのは、「軍容」を表現する物の列举が当為としての観念を表現するが故に、その抽象性を充すべ

き表現が呼びこまれたのではないだろうか。とすれば、この構造を支える論理は、まさに、シリーズ6斎藤論文が提起した、いわゆる「アシア的形態」の論理構造と対応するように思われる。ここに古代日本における「制度」を貫徹する論理が、国家の共同性の水準において成り立つ儀式歌としての高市皇子挽歌においても貫徹していることをみることが出来ないだろうか。

## 「高市皇子挽歌」を通して

### 〈発表・討議〉その総括

なぜ〈発生論〉か　まず古橋の〈発生論〉から始めなければならぬ。古橋が〈発生論〉を説くにあたって、討議の場から呈された問題は、第一に、なぜ南島歌謡の資料としての選択が可能か、という小川靖彦の意見である。これは西条勉が次いで〈発生論〉の方法そのものへの懷疑として追求する問題の骨子でもあった。南島歌謡はあきらかに所謂〈古代〉よりはるかに後世のものであり、かつまた僕のものではない。短絡に選択比較してよいか、と西条は云う。古橋から歴史的時間と地理性、一言でいえば〈時空〉への配慮が欠落しているというのである。沖縄を中心とする南西諸島から発掘された歌謡が記紀以前の無文献時代を充填するための恰好の資料として選択されてくる場合、その不適格性をも同時に孕んでいることは西条の指摘する如くであろう。併し、古橋が〈発生論〉に於いて選択してきた南島歌謡は、〈実体化〉されているのではなくあくまで「高市皇子挽歌」を〈発生論〉として俎上にした時の〈方法化〉で

しかないことを確認しておいてよいと思われる。これは古橋のなかで所謂〈歴史的時間〉（西条の云う〈時〉）ではなく、〈文学史〉独自の歴史の軸において論が展開していることとパラレルな関係なのである。よって同時に討議の中で西条他の提言である、たとえ「高市皇子挽歌」の〈発生〉の方法論として南島歌謡の「祖神ニーリ」第三章を用いることの妥当性を認めたとしても、さらにその歌謡そのものが〈発生〉してくるための〈発生〉が検討されていないではないか、という疑問も氷解するはずである。西条の主張が古橋のいう〈発生論〉に於いて至当ならば、「高市皇子挽歌」から原歌への限りない下降を古橋は辿らねばならず、〈発生〉ということは同時にさらにその溯上歌の検討を迫られ、やがて古橋は〈沈黙〉せざるをえないだろう。だが、古橋は「高市皇子挽歌」の原歌を求めるめことを志向しているわけではないようと思われる。論じようとするのは「高市皇子挽歌」独自の〈表現〉なのであり、作品分析論なのである。古橋のことばで云えど、古代社会のかかえこむ〈共同性〉からの距離として「高市皇子挽歌」の〈文学性〉を測ることに終始することにある。これは斎藤や丸山など学会の若い世代が強調している〈アシア的社会形態〉の論理構造を視野に入れよ、ということばと軌を一にする（吉本隆明「言葉という思想」<sup>20</sup>頁以下参照）。古橋が南島歌謡によつて「高市皇子挽歌」論を開陳するとき、〈時空〉に連関して近年中國文学との比較文学的な方法によって仕事を進めている湯川久光の不満も看過すべきではない。古橋の視野から當時圧倒的な流入を強いたであろう中國文学に対する観点が皆無である、と湯川は云う。「高市皇子挽歌」についてはすでに中西進や阿蘇瑞枝らによつてまとめられており、中國文学からの投影